

インターネット上の著作権侵害者に対するスリーストライクルール
 —諸外国における運用の現状および導入の議論—

<諸外国の状況の概観>

三振アウト制を運用中の国々（運用開始日）
韓国（2009.7）
アイルランド（2010.5）
フランス（2010.10）

まだ施行に至っていない国々（立法日）
ニュージーランド（2008.4）
台湾（2009.4）
イギリス（2010.4）
スペイン
（サイト閉鎖）

導入に対する議論がある国々	
<u>賛成</u>	<u>反対</u>
イタリヤ （サイト閉鎖）	ドイツ ノルウェイ スイス フィンランド スウェーデン デンマーク
アメリカ （サイト閉鎖）	カナダ
インド	オーストラリア
EU	

日本

1) 韓国

- 改正著作権法（2009.7.23 施行）でいわゆる「三振アウト制」の導入
 - ・警告、削除、伝送中断(第133条の2①)
 - ・反復的な不法複製伝送者に対するアカウント停止(第133条の2②)
 - ・不法複製物が流通されている掲示板のサービス停止(第133条の2④)
 - ・著作権委員会の是正勧告(第133条の3)
- 2010.11.9 現在、文化体育観光部長官の行政処分で11件、韓国著作権委員会の是正勧告で56件のアカウント停止

2) フランス

- HADOPI 2法（2009.9 成立、2010.1.1 施行）で「三振アウト制」の導入
しかし1年近く施行されず、法の実効性への批判が提起される
- 2010.10.1 最初の警告メールがISPを通じて送信される

3) アイルランド

- 2009.1 レコード4社とEircomがダブリン高裁で和解：三振アウト制度の導入
ただし、立法ではないISPの自主協定
- 2010.5 Eircom、不法ファイル共有者へ警告メール発送開始
- 2010.10 レコード4社 vs. UPC 高裁判決
「現アイルランド法では、ISPにユーザの身元確認および接続切断、
サイトブロッキングを義務づけることはできない。」

4) 台湾

- 改正著作権法（2009.5 施行）：ユーザの著作権侵害によるISPの責任免除

5) ニュージーランド

- 2008.4 著作権（新技術）改正法成立： 「三振アウト制」の導入
- 2010.2 92A 廃止案公表
- 2010.11 92A 廃止案に対する修正勧告
接続切断は警告と罰金が効果ないことが明らかになるまで留保（2年後に審査）

6) イギリス

- 2010.4 Digital Economy Act 成立
：法成立後1年後Ofcomによる評価により、警告システムが効果なければ、侵害者に対するアクセススピード減速、アカウント停止などを裁判所の同意のもとにISPに命令できる。

- 2010.11 イギリス大手 ISP の TalkTalk 代表が総理官邸へ提出した電子請願
: 政府返答
「侵害者のインターネットアクセスの制限手段に接続切断は含まない」

7) スペイン

- サイトブロッキング措置を盛り込んだ「持続可能な経済法」が現在審議中
<手続き>
権利者からの苦情→委員会が侵害者へ通告→侵害行為中止を要求→侵害行為が
停止されない場合、委員会はサイトブロッキング措置をとるべきであると判断
し、裁判所に該当措置を実行する許可申請→中央行政訴訟裁判所が、サイト閉
鎖による基本権侵害はないかを判断（4日以内）→裁判所が実行を許可すれば、
委員会が閉鎖を実行（控訴可能）

8) イタリア

- 2009.12 最高裁判所、サーバーが海外にあっても、ISP は BitTorrent サイトを
ブロックする義務があると判決
- 2010.3 財務警察、Pirate Bay への proxy サイトである labia.it 差押え
- 2010.4 検察官、linkstreaming.com のブロッキングを命令

9) ドイツ、ノルウェイ、スイス、カナダ、オーストラリア：導入に反対

10) フィンランド

- 2010.10 不法ファイル共有抑制法案の公表
ISP は違法ファイル共有を疑われたユーザへの警告状を送付
しかし、3ストライク方式のシステムは盛り込まれてはいない。

11) スウェーデン

- 2009.4 IPRED 法施行；侵害行為者の個人情報開示を ISP に要求する法律
- 2010.6 IPRED 法（知的財産執行法）が EU データ保護法制に違反するとして、
スウェーデンの裁判所が ECJ の見解を求める。

12) デンマーク

- 2010.10 デンマーク政府が三振アウト制を推進していると報じられたが、
文化省は「三振アウト制を導入することは考えていない」と公式的に
否定。

13) アメリカ

- 2010.11 米上院司法委員会で、「オンラインにおける権利侵害および偽造防止法 (COICA)」が全会一致で通過
- 2010.11 米国土安全保障省の移民税関捜査局、音楽および映画ファイルの違法コピーにリンクするトレントサイト (Torrent-Finder.com など) および、偽造品を販売する 82 サイトのドメインを差押え

14) インド：導入を検討

(a)三振アウト制への抵抗

ユーザ側：人権制限の懸念

ISP側：費用負担の問題

政府側：国際条約等との整合性、行政/司法の負担問題

(b)制度導入および運用に対する政府の強い意志

：韓国、フランス

(c)ユーザのアクセス切断の実施の留保

：イギリス、ニュージーランド

(d)「ユーザのアクセス切断」ではない「サイト閉鎖」へ

：イタリア、スペイン、アメリカ

(e)著作権法以外の観点

犯罪収益の没収という観点、ISPを「著作権侵害行為に供された施設」とみる観点

(f)EUの動き

：欧州各国の対応が異なるなか、EUレベルでの今後の対応